

職員の懲戒処分について

2024年12月26日
郡山市総務部人事課
課長 杉内 泰史
TEL：924-2048

本日付けで、下記のとおり、1件の懲戒処分を実施しました。
全職員に対し、「市民の安全・安心を守るべき市職員としての責務・立場」を自覚させるとともに、「交通法規の遵守」「安全運転の徹底」について、改めて指導し、再発の防止に努めてまいります。

記

交通事故（過失による人身事故）に係る職員の処分

処分内容	戒告	処分年月日	令和6（2024）年12月26日
事件概要	60代の会計年度任用職員（女性）は令和6（2024）年4月14日（日）の午後3時17分頃、私用のため、幹線道路（美術館通り）を自家用の普通乗用自動車 で東方向へ走行中、市内大町二丁目16番地付近の交差点において、信号機に気 を取られ、前方に停車していた車両に気付かず追突した。 この事故により、相手方運転手及び同乗者に怪我を負わせるとともに、相手方 車両の後方部分を破損させた。		